

○敦賀市駅前立体駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成29年10月6日規則第26号

改正

令和元年6月14日規則第5号

令和3年3月29日規則第9号

敦賀市駅前立体駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、敦賀市駅前立体駐車場の設置及び管理に関する条例（平成29年敦賀市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第2条 条例第5条第2項の規定により申請しようとするものは、市長が指定する日までに、指定管理者指定申請書（様式第1号）及び申請資格に係る申立書（様式第2号）により行わなければならない。

2 条例第5条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1）条例第5条第2項の規定による申請がない場合又は条例第6条各号に掲げる基準に適合するものがない場合
- （2）条例第6条の規定により指定する前に、指定することが不可能となった場合又は著しく不適合と認められる事態が生じた場合
- （3）地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消した場合であって、新たに指定管理者（条例第5条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定するとき。
- （4）前3号に掲げるもののほか、特定のものに管理を行わせる必要があると市長が特に認める場合

（指定の基準）

第3条 条例第6条第4号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1）破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行うものでないこと。
- （3）国税若しくは地方税又は敦賀市公金を滞納していないものであること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、敦賀市駅前立体駐車場（以下「駐車場」という。）の管理の業務を行うために必要なものとして別に定める基準

（変更の届出）

第4条 条例第7条第2項の規定による変更の届出は、指定管理者名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

（事業報告書の提出）

第5条 指定管理者は地方自治法第244条の2第7項の事業報告書を、毎年度終了後60日以内に、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において同条第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1）駐車場の業務の実施状況
- （2）駐車場の利用状況
- （3）駐車場に係る利用料金の収入実績
- （4）駐車場の管理に係る経費の状況
- （5）前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理の状況を把握するために必要な事項

（利用期間の調査）

第6条 指定管理者は、条例第11条第2項に規定する利用期間を超えて駐車してある自転車等を確認するため、必要に応じ、自転車駐車場に駐車してある自転車等に利用期間調査票（様式第4号）を取り付けるものとする。

2 前項の規定により利用期間調査票を取り付けられた自転車等の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）は、当該自転車等を出庫させる際に、利用期間調査票を取り外すものとする。

（移動等の警告）

第7条 指定管理者は、前条第1項の規定により自転車等に利用期間調査票を取り付けた日から7日を経過した日以後において利用期間調査票が取り外されていない自転車等があるときは、当該自転車等に警告票（様式第5号）を取り付けることにより、当該自転車等の所有者等に対し、当該自転車等を移動し、保管する旨を警告するものとする。

2 前項の規定により警告票を取り付けられた自転車等の所有者等は、当該自転車等を出庫させる際に、警告票を取り外さなければならない。

（自転車等の移動等）

第8条 指定管理者は、前条の規定により警告票を取り付けた日から7日を経過した日以後において警告票が取り外されていない自転車等があるときは、当該自転車等を移動し、保管するものとする。

（移動等の掲示及び告示）

第9条 市長は、指定管理者が前条の規定により自転車等を移動し、保管したときは、次に掲げる事項を告示する。

- （1）自転車等を移動し、保管した日

- (2) 保管した自転車等(以下「保管自転車等」という。)の台数
 - (3) 保管自転車等の返還を申し出る場所
 - (4) その他市長が必要があると認める事項
- (保管自転車等の返還通知)

第10条 市長は、保管自転車等の所有者等を調査し、当該調査によって当該保管自転車等の所有者等を確認することができたときは、返還通知書(様式第6号)により、当該所有者等に対し、当該保管自転車等を返還する旨を通知するものとする。

(保管自転車等の返還)

第11条 指定管理者は、保管自転車等の返還を申し出た者があるときは、その者が当該保管自転車等の所有者等であることを確認した上、当該自転車等を返還するものとする。

(保管自転車等の処分)

第12条 市長は、第9条又は第10条に規定する措置を講じたにもかかわらず、6月を経過してもなお保管した自転車又は原動機付自転車等を返還することができないときは、不要物とみなし廃棄等の処分をすることができる。

(駐車券の交付)

第13条 自動車駐車場に条例第18条第4項に規定する自動車(以下「自動車」という。)を駐車しようとする者は、入庫の際駐車券の交付を受けなければならない。ただし、定期駐車券を使用する者については、この限りでない。

(定期駐車券の発行)

第14条 指定管理者は、定期駐車券を定期駐車により自動車を駐車できる期間(以下「有効期間」という。)の前月の20日から末日までの間(以下「発行期間」という。)に発行するものとする。ただし、指定管理者が特別な事由があると認めるときは、発行期間以外の日に定期駐車券を発行することができる。

(定期駐車券の利用)

第15条 定期駐車券の発行を受けた者(以下「定期駐車券利用者」という。)は、第三者に当該定期駐車券の権利を譲渡し、又は当該定期駐車券を転貸してはならない。

2 指定管理者は、定期駐車券を不正に使用した者があるときは、当該定期駐車券の使用を停止することができる。

(利用料金の免除)

第16条 条例第19条の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、事前に自動車駐車場利用(兼利用料金免除)申請書(様式第7号)を指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車を駐車する場合は、利用料金の免除を受けることができる。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 国又は地方公共団体の職員が防疫、防災その他緊急を要する業務を行うため使用する自動車
- (3) その他特に必要と認める自動車

(利用料金の還付申請)

第17条 条例第20条ただし書の規定により定期駐車券の料金の還付を受けようとする者は、定期駐車券料金還付申請書(兼還付金請求書)(様式第8号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第20条ただし書の規定により還付する料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第12条の規定により、自動車駐車場の全部の供用を休止した場合 定期駐車券料金のうち当該定期駐車券の有効期間のうち自動車駐車場の全部の供用を休止した日数を当該定期駐車券の有効期間の日数で除して得た数を乗じて得た額(この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- (2) 定期駐車券の有効期間の開始の日前に、当該定期駐車券の発行に係る解約の申出があった場合 定期駐車券料金の全額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める場合 指定管理者が定める額

(駐車券又は定期駐車券の紛失等)

第18条 駐車券又は定期駐車券を汚損し、毀損し、又は紛失した者は、速やかに駐車券紛失等届出書(様式第9号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の届出書の提出があったときは、運転免許証その他の書類により自動車を駐車した者であることを確認した上、当該自動車を出庫させることができる。

3 指定管理者は、定期駐車券を汚損し、又は毀損した場合で、第1項に規定する駐車券紛失等届出書の提出があったときは、当該定期駐車券及び領収書を確認した上、定期駐車券を再発行することができる。

(損傷又は滅失の届出)

第19条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに敦賀市駅前立体駐車場施設等損傷(滅失)届出書(様式第10号)を指定管理者に提出しなければならない。

(様式)

第20条 駐車券等の様式は、別に定める。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則(令和元年6月14日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年6月29日から施行する。

(敦賀市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

2 敦賀市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年敦賀市規則第23号)は廃止する。

(敦賀市行政組織規則の一部改正)

3 敦賀市行政組織規則(昭和54年敦賀市規則第11号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(敦賀市営駐車場設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 4 敦賀市営駐車場設置及び管理に関する条例施行規則(平成22年敦賀市規則第36号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(準備行為)

- 5 この規則に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和3年3月29日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。